

大住吉総第 号
年 月 日

(団体名・代表者氏名) 様

大阪市住吉区長
〇〇 〇〇

住吉区役所後援名義使用承認について（通知）

年 月 日付けで申請のありました「（事業名称）」における「大阪市住吉区役所」後援名義の使用について、次の条件を付けて承認します。

記

- 1 申請後事業計画を変更した場合は、直ちに「住吉区役所後援名義使用事業 事業計画変更届（様式3）」を提出してください。（変更等により、承認要件を満たさなくなったり認められるときは、その承認を取消す場合があります。）
- 2 申請内容に著しい相違が認められるとき、又はその他不適当と認められる行為があったときは、その承認を取消す場合があります。（承認が取消されたことによる損害については、住吉区役所は一切補償しません。）
- 3 承認した事業において発生した事故等について、住吉区役所は損害賠償その他の責任は負いません。
- 4 事業が終了したときは、事業終了後1か月以内に「住吉区役所後援名義使用事業 事業実施報告書（様式4）」及び事業の収支がわかる書類（参加者から負担金を徴収した場合）を提出してください。また、告知用チラシやパンフレット等、成果物がある場合は、併せて提出してください。

担当 : 〒558-8501 住吉区南住吉3丁目15番55号
住吉区役所総務課 〇〇
電話番号 : 06-6694-9625
FAX番号 : 06-6692-5535